

平成19年度から市県民税が大きく変わりました

問合せ先 市民税課 ☎51・2203 ㊟ <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/zai/index.html>

税源移譲により市県民税が大きく変わりました。  
平成19年度の市県民税は平成18年中の所得に対して課税されます。

ここが変わります

平成19年度からの改正(税源移譲に伴う改正)

税率が一律10%に

地方自治体が自らの財源で、自らの責任で、より効率的に行政サービスを行えるよう国税から地方税へ、税源移譲をすることになりました。このため、市県民税の所得割の税率が一律10% (市民税6%、県民税4%) になりました。(表1)  
これに伴い所得税の税率は6段階に変わりました。

市県民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(調整控除の創設)

市県民税と所得税では扶養控除などの人的控除額に差があります。

税率を変更しただけでは納税者の負担が増えてしまうことがあるため、負担増とならないように人的控除の適用状況に応じて減額措置がとられます。(表1)

平成18年度から引き続き改正

非課税措置の廃止と経過措置の実施

昭和15年1月2日以前生まれで、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置廃止の経過措置として、平成18年度は所得割の3分の2を減額し、均等割は1300円でした。平成19年度は所得割の3分の1を減額し、均等割は2600円です。なお平成20年度からは全額負担となります。

定率減税の廃止

平成19年度から定率減税が廃止となりました。このため、税額が増える場合があります。

表1 市民税・県民税の税率と調整控除

課税所得	平成18年度以前		平成19年度以降	
	市民税	県民税	市・県民税	調整控除
200万円以下	3%	2%	10% (市民税6% 県民税4%)	人的控除額の差の合計額 × 5% 市県民税の課税所得金額 × 5% と のいずれか小さい額を所得割額から減額します
200万円超 700万円以下	8%			{ 人的控除額の差の合計額 (市県民税の課税所得金額 200万円) } × 5% 2,500円 と のいずれか大きい額を所得割額から減額します
700万円超	10%	3%		

よくある質問

Q 昨年より税額がとて高くなったのですが、なぜですか？

A 昨年と所得、控除の状況に変わりがなければ、次の理由によりです。

税源移譲により市県民税の税率が10%になったためです。市県民税は増えますが、所得税は減りますので、「市県民税+所得税」は基本的には変わりません。

定率減税が廃止となったためです。

Q 年金生活ですが納税通知書が届きました。なぜですか？

A 公的年金(社会保険庁や年金基金からの年金)も雑所得という所得区分に含まれ、課税の対象となります。そのため、年金生活の方でも市県民税がかかる場合があります。

Q 現在収入がなくても市県民税はかかりますか？

A 市県民税は前年中の所得に対してかかります。したがって現在収入がなくても前年中に収入があればかかる場合があります。

## 納税通知書を送付します 納税にご協力ください

平成19年度市民税・県民税納税通知書を6月15日に送付します。課税明細書などの内容を確認し、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。なお、郵便局での取扱いは口座振替のみです。

納期	第1期分	6月
	第2期分	8月
	第3期分	10月
	第4期分	1月

お手元に届いた納税通知書は大切に保管してください。納税は**便利な口座振替**をご利用ください。なお、納期前納付報奨金は平成19年度から廃止となりました。

## 平成18年度、平成19年度の税額比較



### 収入が公的年金のみのAさん(70歳)の場合

収入 : 年金240万円(雑所得120万円)  
 支払額 : 介護保険料38,500円  
 (社会保険料控除 : 38,500円)  
 扶養 : 妻(60歳)

Aさんの場合、人的控除として、基礎控除(本人控除) 配偶者控除(妻を扶養)があります。

人的控除	所得税	市県民税	人的控除額の差
基礎控除(本人控除)	38万円	33万円	5万円
配偶者控除(妻を扶養)	38万円	33万円	5万円
人的控除額の合計	76万円	66万円	10万円

市県民税の控除合計額は38,500円(社会保険料控除) + 66万円(人的控除額の合計) = 698,500円となります。

従ってAさんの課税所得金額は120万円(雑所得) - 698,500円 = 501,000円(1,000円未満切り捨て)となります。

項目	年度	市県民税	
		平成18年度	平成19年度
ア 課税所得 (1,000円未満切り捨て)		501,000円 課税所得金額の計算方法は18、19年度で変わりません。	
イ 税率		5%	10%
ウ 定率控除前所得割額		25,050円	50,100円
エ 定率控除		1,900円	廃止
オ 調整控除		-	5,000円
カ 非課税措置廃止に伴う経過措置		15,434円	15,034円
キ 所得割額(ウーエーカまたはウーオーカ)		7,716円	30,066円
ク 均等割		1,300円	2,600円
ケ 年税額(キ+ク) (100円未満切り捨て)		8,900円	32,600円

### (オ)調整控除の計算過程(表1参照)

Aさんは課税所得金額が200万円以下なので、  
 人的控除額の差(100,000円) × 5%  
 課税所得金額(501,000円) × 5%  
 のいずれか小さい額を所得割額から減額します。実際に計算してみると、Aさんの場合は  
 5,000円  
 25,050円  
 となります。  
 したがって、5,000円を所得割額から減額します。

公的年金等の源泉徴収票において適用されている控除(介護保険料)以外に、社会保険料、生命保険料等を申告した場合、年税額が減ることがあります。